

日本環境教育学会関西支部入会案内

日本環境教育学会関西支部では、環境教育に関心をもっておられる方や実践をされている方に情報を発信すると共に、情報交換によって広くコミュニケーションを図ることを目的として設立されました。

会員の方にはニュースレター「関西 ECOMAIL」(年4~6回発行)を送付し、ワークショップのお知らせや環境教育に関わる情報の発信をしています。

年会費として1,500円を、以下の郵便振替口座に、お名前、ニュースレターの送付先を明記の上、振り込んでください。入金が確認され次第、会員として登録いたします。会員には、ワークショップの案内及びニュースレター関西 ECOMAIL を送らせていただきます。
※日本環境教育学会員の方は支部会員として、学会員でない方は購読会員として登録させていただきます。

◆会費・通信費振込先：

日本環境教育学会関西支部 郵便振替口座 00990-5-37886

◆ホームページ：<http://www.nk.rim.or.jp/~fumiaki/ee/eek.html>



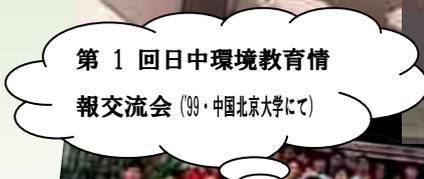
第17回関西支部研究大会
(08・畿央大学にて)



第31回関西ワークショップ
(94・南河内郡
河南町持尾地区にて)



第2回日本環境教育学会
関西支部シンポジウム (93
甲南大学にて)



第1回日中環境教育情
報交流会 (99・中国北京大学にて)



第157回関西ワークショップ
(09・株チクマ本社“服育ラボ”
にて)



日本環境教育学会 関西支部規約

第1条「名称」

本会は日本環境教育学会関西支部と称する。

第2条「事務局」

本会に事務局を置く。その所在地については別に定める。

第3条「目的及び活動」

本会は環境教育の推進を目的とし、関西地域を中心に以下の活動を行う。

- (1) ワークショップ・シンポジウム・研究大会などの開催
- (2) ニュースレター（関西エコメール）などの発行
- (3) 環境教育の理論・実践などに関する情報・人材の交流。
- (4) その他、目的を達成するための出版など必要な事業。

第4条「支部会員の構成」

本会は日本環境教育学会の会員で、支部会員の申請をした者をもって構成する。

第5条「会費」

構成員は、通信費・印刷費などの会費を負担する。会費の額については別に定める。

第6条「総会」

年に1回、定期総会を開く。総会は会員の10分の1（委任状提出者を含む）の出席をもって成立とする。総会での議決は出席者の過半数とする。

第7条「組織」

(1) 世話人会

本会に支部を運営する世話人会を置く。世話人は支部会員の中から公募する。任期は1年とし、継続はこれを妨げない。

(2) 支部長

本会に支部を代表する支部長を置く。支部長は世話人の中から互選する。支部長はその会務を補佐するために副支部長を置くことができる。

(3) 委員会

支部の目的と活動を遂行するために、企画、広報、事業などの委員会を世話人会の中に置く。委員長および委員は、世話人の中から支部長の指名によって選出する。各委員長はその会務を補佐するために副委員長を置くことができる。

(4) 顧問

支部活動の相談役として、顧問を置くことができる。顧問は世話人会で任命する。

第8条「規約改正」

規約の改正は世話人会で原案を作成し、総会で承認を得る。

付則

附則1 この規約は1995年12月9日から施行する。

附則2 2012年12月8日に、第7条(2)および(3)を改正、第7条(4)を追加。